

**南牧村地球温暖化対策実行計画  
【事務事業編】**

**令和7年3月  
長野県南牧村**

## ■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
(4) 地球温暖化対策を巡る長野県の動向	4
3. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間及び基準年度	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	6
4. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	7
(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	8
5. 温室効果ガスの排出削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 温室効果ガスの削減目標	9
6. 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	10
(2) 具体的な取組内容	10
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	12
(1) 推進体制	12
(2) 点検・評価・見直し体制	13
(3) 進捗状況の公表	13

## 1. はじめに

本村では、2014年3月に策定した南牧村第5次総合計画において、資源循環型社会の推進を掲げ、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー対策に取り組む等、本村での温暖化対策を進めてきたところです。

一方、世界に目を向けると、大規模な山火事や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、本村においても、局地的な豪雨等に伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による農産物の生育障害や品質低下など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。また、長野県においても、2021年6月に「長野県ゼロカーボン戦略」が策定され、2050年ゼロカーボン達成に向けた取り組みが進められています。

このような中、これまでの本村の取り組みをより一層推進する必要があることから、2030年度までの南牧村の事務事業にかかる温暖化対策について、具体的な温室効果ガスの削減目標や施策等を定めた「南牧村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

ゼロカーボン社会の実現を見据え、職員一丸となって本計画を着実に進めてまいります。

令和7年（2025年）3月

## 2. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取り組みやイノベーションを促すことを狙い、さらに市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年12月末時点においては1,013地方公共団体と加速度的に増加しています。

#### **（4）地球温暖化対策を巡る長野県の動向**

長野県では2019年（令和元年）12月6日に、都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、2050ゼロカーボンを実現するため、県民一丸となり、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、エネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進めていく決意を表明しました。

また、気候非常事態宣言の理念を具現化するため、2020年（令和2年）4月1日には「長野県気候危機突破方針」を公表し、2050ゼロカーボンの実現に向け、最終エネルギー消費量の7割削減、再生可能エネルギー生産量の3倍以上への拡大などの具体的な数値目標を掲げました。

更に、2020年（令和2年）10月2日には、全国で初めて、2050ゼロカーボンを目指し掲げる議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例」が全会一致で可決・成立し、持続可能な脱炭素社会づくりを県民総参加で実現するため、県に行動計画の策定が求められました。

これを受け、県は2021年（令和3年）6月に、第四次県民計画及び長野県脱炭素社会づくり条例に基づく第一次の行動計画となる「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、2050ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、中間目標となる2030年度までを計画期間として分野別に目標を定め、目標達成に向けて取り組んでいくとしています。

### 3. 基本的事項

#### (1) 目的

南牧村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

#### (2) 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、本村の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

#### (3) 対象とする温室効果ガス

事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)のみとします。

#### (4) 計画期間及び基準年度

2025年度から2030年度末までを計画期間とします。また、この計画における基準年度は、国の地球温暖化対策計画との整合性を図るため、2013年度（平成25年度）とします。なお、社会情勢の変化、技術の進歩、進捗状況等の結果を踏まえ、見直しの必要性が生じた場合には適切に対応していきます。

項目	年度							
	2013	…	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始					目標年度
計画期間			→					

図1 計画期間のイメージ

## (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画、長野県ゼロカーボン戦略及び南牧村第 6 次総合計画に即して策定します。

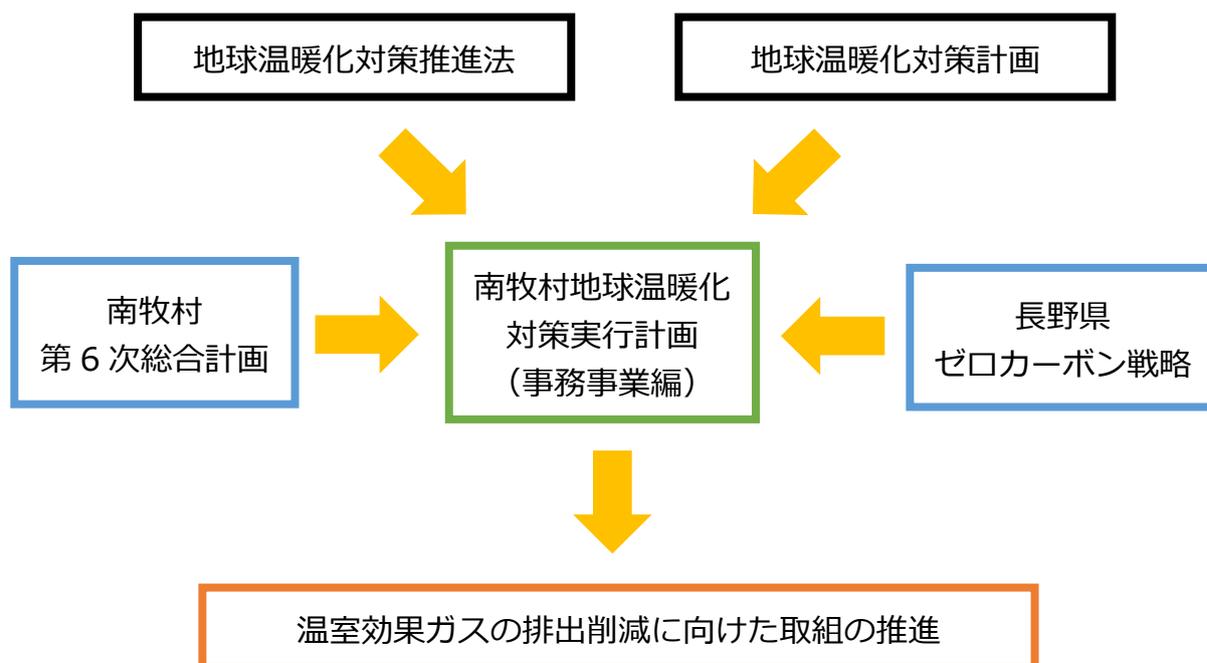


図 2 事務事業編の位置付け

## 4. 温室効果ガスの排出状況

### (1) 「温室効果ガス総排出量」

基準年度となる 2013 年度（平成 25 年度）における、南牧村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は次のとおりです。

表 2 南牧村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」（2013 年度）

温室効果ガスの種類	主な排出要因	活動量	CO2 換算排出量 (kg)	構成比 (%)	
二酸化炭素 (CO2)	電気の使用 (kwh)	1,958,047	1,086,716	58.4	
	燃料の使用	ガソリン (L)	41,111	95,378	5.1
		灯油 (L)	226,198	563,233	30.3
		軽油 (L)	23,270	56,160	3.0
		L P G (m <sup>3</sup> )	9,722	58,624	3.2
CO2 換算排出量合計			1,860,111	100.0	

施設別では、簡易水道・下水道施設が全体の 26%を占め、次いで役場庁舎 24%、小中学校 23%、医療福祉施設 12%、保育所 10%、社会教育施設 5%となっています。

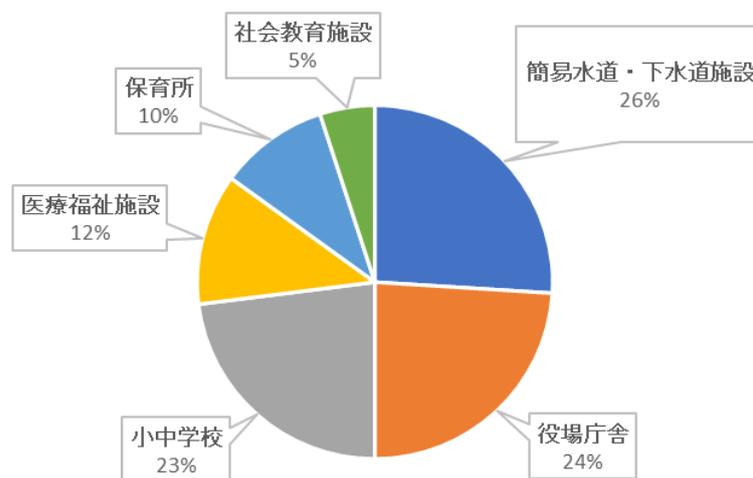


図 3 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013 年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の60%を占め、次いで灯油28%、ガソリン5%、ガス4%、軽油3%となっています。

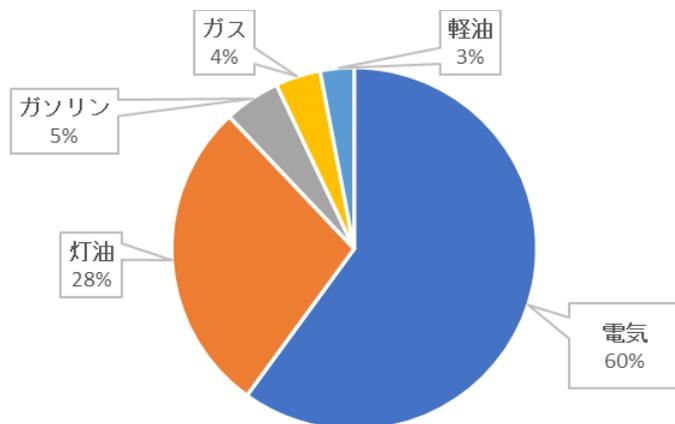


図4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

## (2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

本村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を施設別に示します。

### ① 公共施設

公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を減少させるための取り組みが必要です。

### ② 学校

小・中学校でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO<sub>2</sub>排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。電気の利用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を減少させるための取り組みが必要です。

### ③ 公用車

公用車の走行距離増加に伴い、CO<sub>2</sub>排出量が増加しています。公用車の利用頻度も増加している傾向があります。

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）等の燃費性能の優れた自動車へ代替することでCO<sub>2</sub>排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

## 5. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で50%削減することを目標とします。

表3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,860t-CO <sub>2</sub>	930t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	50%

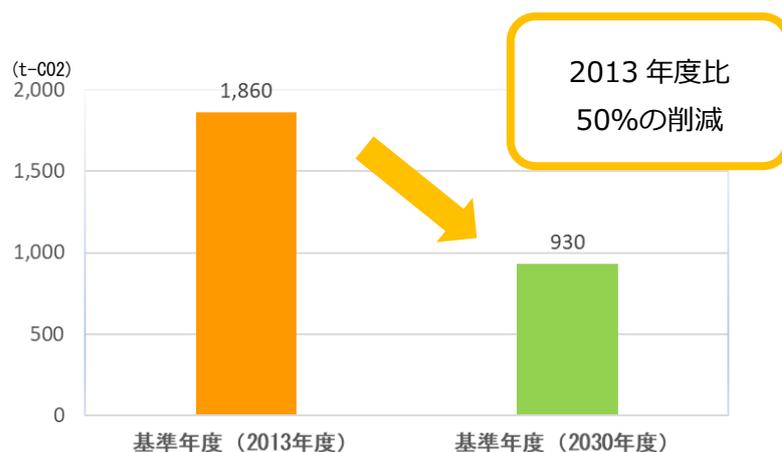


図5 温室効果ガスの削減目標

## 6. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリン・軽油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表に示された取組が示されています。当村においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 4 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 <b>50%以上</b> に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに <b>新築建築物の平均で ZEB Ready</b> 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 <b>新規導入・更新 については 2022 年度以降 全て電動車</b> とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに <b>全て電動車</b> とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに <b>100%</b> とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の <b>60%以上</b> を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R + Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の <b>3R + Renewable</b> を徹底し、 <b>サーキュラーエコノミーへの移行</b> を総合的に推進する。

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

#### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。

- すべての施設において LED 照明化を進めます。
- 雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

### ③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入法に基づいた物品等の調達を進めます。
- 「南牧村電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。

### ④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 設置可能な建築物の 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
- 新築の建築物には可能な限り再生可能エネルギー設備を導入します。

### ⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、代替可能な電動車がない場合等を除き、原則的に電動車を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいいます。

### ⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際はできる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

### ⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。

## 7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

事務事業編を推進するために、村長を委員長とする「南牧村地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

#### ① 南牧村地球温暖化対策庁内委員会

村長を委員長、副村長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### ② 南牧村地球温暖化対策庁内委員会事務局

産業建設課長を事務局長とし、産業建設課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

#### ③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

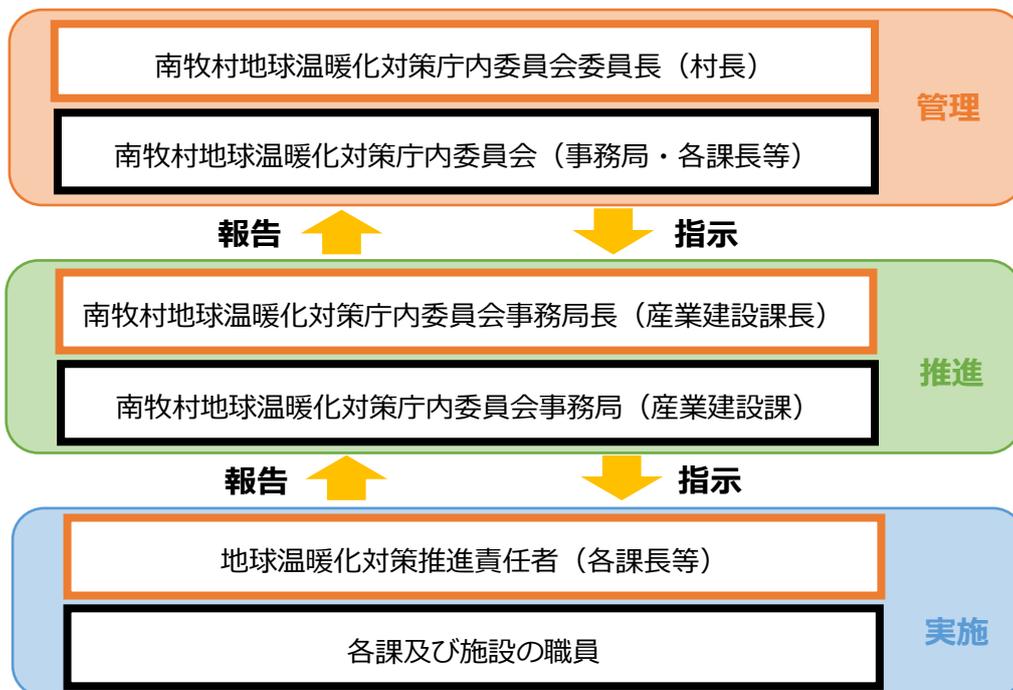


図6 事務事業編の推進体制

## (2) 点検・評価・見直し体制

事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

### ① 毎年のPDCA

事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

### ② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2030年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には事務事業編の改定を行います。

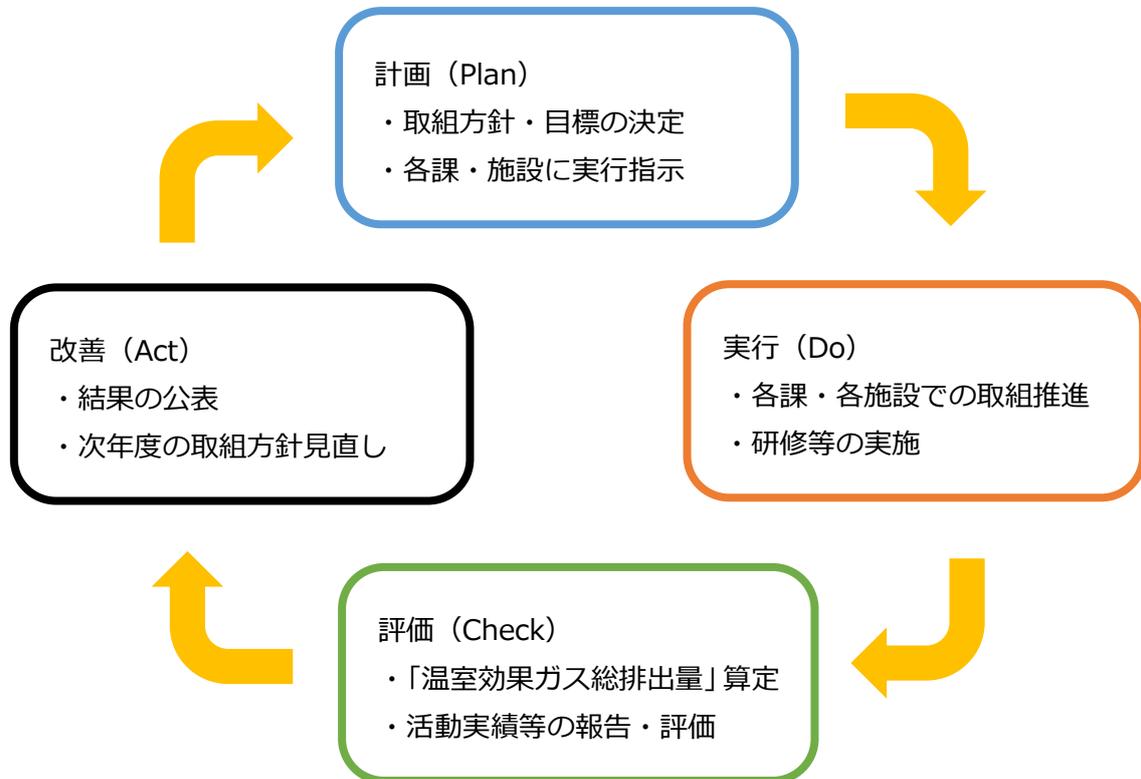


図7 毎年のPDCAイメージ

## (3) 進捗状況の公表

事務事業編の進捗状況は、必要に応じて村の広報紙やホームページ等で公表します。